

市民厚生常任委員会（3月13日）

開会（10：54）

- 青島委員長 ただいまより市民厚生常任委員会を開会する。  
健康福祉部所管の議案の審査に入る。  
議第4号「平成30年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」中、健康福祉部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)
- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)  
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)
- ◇採決の結果、議第4号「平成30年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」中、健康福祉部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定
- 青島委員長 議第8号「平成30年度焼津市介護保険事業特別会計予算案」中、健康福祉部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)
- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 齋藤委員 302ページなんですけど、介護認定の審査会ということで、審査委員の人数とこの委員会の中で特に問題になっている課題等がありましたら、お伺いしたいと思います。
- 山本介護保険課長 認定審査会の委員ですけれども、17合議体ございまして、各4名の人数でやっておりますので合計で68名、審査会員が在籍しております。  
介護認定審査会の中での問題点といたしますか、介護認定のほう全体の問題になりますが、少し認定調査のほうがおくれておりまして、少し問題が出てきているところでございます。  
以上です。
- 齋藤委員 その課題の解消に向けての対応策は、どんなことでやっておられますか。
- 山本介護保険課長 認定調査事務の全体のおくれに対する課題の対応策ですけれども、訪問調査の認定調査員の増員、それから、内部事務の見直し、それから、全庁的な協力、それから、あと予算の支援をしまして、調査事務に対する整備支援等を実施しております。  
以上です。
- 松本委員 全体的に見てサービスという言葉がついたのが、非常に前年度と比べて予算にばらつきがあるというか、すごく減っちゃっているのというのが多いと思うんですよ。  
例えば、一番大きなのは、1つでいきますと、地域密着型介護サービス給付費、これも20億5,500万円、前年が。17億5,300万円。それと、介護施設のサービス給付費、これも31億円から28億円。逆に、居宅サービスの計画費が4億8,000万円のやつが5億1,000

万円。介護予防給付費というのも3億3,000万円が2億700万円。

そういうふうに、サービスという名がついている介護予防サービス計画給付費というのも、これも5,700万円から3,100万円。その上の介護予防住宅改修、これは希望がなければというところだったんでしょけれども、特定入所介護サービス費、これも2億3,100万円、これはふえて2億8,000万円。

こういうふうに非常にばらつきがあって、ふえているところも介護相当サービス事業というのは、約倍ぐらいになっている。

特に、この減っているのというのはどういうあれですか、サービスが減るといって、給付費が減るといって、どんなところなのか教えてください。大きなくりでいいですよ。

○山本介護保険課長 それでは、給付費の増減、大きいところの説明をさせていただきたいと思いますが、まず最初に、本年度は第6期の介護保険事業計画の最終年で、来年度より新しい事業計画が始まります。

そして、そのときに3年間の給付費というのを、予想を見込むわけなんですけれども、まず、今回の給付費の算定の仕方なんですけれども、まず、国から推計ツールというのが提供されて、全国どの市町でもこの推計ツールを使いまして、介護保険の事業計画を策定しております。

この推計ツール、見える化システムというんですけれども、こちらのツールを使いまして、まず、実績からの自然推計として給付費を大体見込むんですけれども、そのほかにも各市町の実情に合わせた補正等を加えまして、3年間とか、各年度の給付費の見込みを立てております。

そして、地域密着がちょっと減っているんですけれども、こちらは思ったより今計画でサービス利用が伸びていなかったということから、実績からの推計で少し下がった実績になっております。

そして、多分その移らなかったものがほかのサービスでそのまま使い続けたということになって、サービスの給付自体が下がったということではないかと推測いたしております。

配分的には、居宅介護サービスのほうを伸ばしておりますので、まず、そちらのほうから移行をしていない部分は、居宅介護サービス費のほうの伸びでカバーをしているという形で考えていただければいいかと思います。

そして、施設サービスなんですけれども、施設サービスのほうもちょっと減っておりますけれども、こちらのほうは、第6期に施設のほうの整備を計画しておりまして、ただ、計画はしましたけれども、実際に完成して運営しているところばかりではなくて、少し、平成30年度にずれ込んでしまっているところもあります。

そして、平成30年度に、途中にもちょっとサービスが使えるかどうかかわからない部分もございますので、そちらのほうは、サービス給付費のほうに載せていないということで、そういった部分で少し下がってしまったという考えです。

そちらのほうの実績、使わない分につきましては、在宅サービスのほうでカバーするというので、在宅のほうの給付費に載せて推計をしているところです。

以上です。

○松本委員 了解。

○杉田委員 今の松本委員の質問とちよつとかぶるところがあるかもしれないんですけども、居宅サービスを伸ばしていくというのは、いろんな施設に入るに当たって、条件がどんどんどんどん、国のほうの条件が厳しくなっているというか、改悪されてきているとは思っているんですけども、そういう中で、施設を利用されている方が少なくなっているということだと思っただけけれども、そういう解釈でいいのかどうか、居宅サービスを伸ばそうという方向性というのは、国の方針だから市もそうやって、そういう方針でやろうとしているのかというのをまず1点。

それから、保険料なんですけれども、1号被保険者、その保険料から、1号から2号に移る人の人数、それは、どんなふう到现在まで変化をしてきているのかどうか。

それから、第8期ほほえみプラン21というこれをちょっと見せていただいて、この中で第2号被保険者の保険料、これが年度を追うごとにどんどんどんどんやっぱり高くなってきているんですよ。ここのところをこうやってふえていくのはしようがないというふうに思っているのかどうかをちょっとお聞きしたい。

それから、3番目に先ほどの説明の中で、滞納者に対して、それを督促する業務が報告されたんですけども、この前の質疑の中で第6段階、第7も含めると、その圧倒的多数が200万円以下の人たちがその対象になっていると思うんですよ。4号、5号、6号で5,000人、約8,000人、約7,000人とか、7号でも5,000人ぐらい。第1段階で4,000人ぐらいという。

そういう人たちの、この滞納者の中にいる第1段階から第11段階とありますので、滞納者の中のどの部分で滞納者が多いのか、何人ぐらいなのか。

あと次に、介護保険の改正によって、2割負担から今度3割負担にいくという人が平成27年の8月では492人という答弁が質疑であったと思います。そして、それが3割負担になる人が約3%ぐらいだという答弁があったと思います。

本当に3%ぐらいの人、要は一定の金額以上の収入があるという人だと思うんですけども、その人たちだけがこうやってふえているんじゃないくて、この人たちがそれだけふえるんだったら、この段階の人、今11段階になっているだけけれども、そのところをもう少し段階をふやして、それを収入が一定以上ある人については、その3割負担をふやしていくとか、そういう段階をふやしていくという構想はあるかどうか、お聞きいたします。

○小泉地域包括ケア推進課長 先ほどの一番最初の給付費の考え方ですよ。居宅を伸ばしていくと。

今回、事業計画をつくるに当たって、もう一度給付費を全部、また見直しを行うんですけど、ただ、今回の事業計画に限っては意図的に居宅を伸ばすというのではなくて、地域密着型サービスの給付費が減になって、先ほど、ちょっと山本が説明しましたけど、居宅介護サービス給付費がふえているという形で、その辺の事業の全体の利用者の利用状況を踏まえて、今回のこういう形の予算になっています。

あと、2番目の御質問は、1号被保険者と2号被保険者のどのような御関係をお答えすればよろしいでしょうか。

○杉田委員 ちょっと自分の解釈が違うかもしれないんですけど、この1号と2号の違い

って年齢によりますよね。その年齢で1号のほうが年齢は低いのかな。

○小泉地域包括ケア推進課長 御説明いたします。

1号被保険者というのは、65歳以上の方です。2号の方というのは、40歳から64歳までの医療保険の加入者の方になります。

○杉田委員 じゃ、その逆ですよ。今高齢化が進んでいるということ。

○小泉地域包括ケア推進課長 そうですね。1号の割合がだんだんふえているという形になります。

○杉田委員 それはどれくらいふえているんですか。

○山本介護保険課長 2号から1号へ移行したというか、上がってくる方については、済みません、データの持ち合わせておりませんので。

○杉田委員 だけど、ふえているよね。

○山本介護保険課長 そうですね。1号は高齢者がふえておりますので、ふえていくことになります。

以上です。

○杉田委員 どのくらいあったか、また後で教えてください。

○山本介護保険課長 また少し調べてみます。

それから、先ほどの段階別の滞納者なんですけれども、基本的には特別徴収、年金天引きからの滞納者はないということですので、普通徴収者ということなんですけど、済みません、今持っているのが平成28年度のときの決算の値になってしまうんですけれども。

第1段階から申しますと、普通徴収の滞納者数なんですけれども、第1段階で159人、第2段階で20人、第3段階で31人、第4段階で94人、第5段階で29人、第6段階で155人、第7段階で59人、第8段階で27人、第9段階で9人、第10段階で5人、第11段階で6人、これが平成28年度を締めたときの人数になっております。

また、こちらのほうは日々移動するし、また、年度別でも違ってくるかと思いますが、一応今持っているデータでは、こういった結果となっております。

○河野健康福祉部長 杉田委員から、1号被保険者がどのくらいふえていくかということですが、現在、平成29年度で今3万9,966人の1号被保険者の数を把握しておりますが、3年後に4万1,346人ということで、平成30年から毎年大体四、五百人ふえていくという予定で今見込んでおります。

○杉田委員 今の滞納者の段階で聞いて、ちょっとびっくりというところもあるんですけれども、結局年金から天引きをしていなくて、普通に納付をしなきゃいけない人たちですよ。

その人たちが払えない人、やっぱり圧倒的に多いのは6段階より下のところになっている世帯だと思うんですけれども、こういうところに滞納整理機構とか、そういうところに行っちゃっていますか。

○山本介護保険課長 介護保険課に徴収員が1人専従で、臨時職員ですけれどもおりますので、その方に日々、隣戸訪問等をさせていただいております。もちろん、職員も……。

○杉田委員 改善はされているんですか。

○山本介護保険課長 劇的な改善はないんですけれども、毎年、収納率については変わりな

いか、少しずつ上がってきていると認識をしております。

ただ、やはり全てを徴収というのはなかなか無理で、不能欠損になる場合も出てまいります。

以上です。

○小泉地域包括ケア推進課長 先ほどの御質問の中の滞納整理機構に行っているのがあるかという御質問なんですけど、焼津市の方向は、介護保険だけじゃなくて国民健康保険税だとか、市民税とか、固定資産税で滞納の多い方については、一括して収納対策課というところで請負ってやっているんで、その中で滞納がすごく多い、ちょっと何件行っているかわからないんですけど、滞納のすごく大きな方があると行く場合もあるということと御説明させてもらいたいと思います。

○杉田委員 悪質だという。

○小泉地域包括ケア推進課長 そういう判断をした場合ですね。

○杉田委員 事業所への事業支援という形での予算があると思うんですけども、先ほど、松本委員の質問の中にもあったと思うんですけども、介護予防、通所介護の担当される事業、こういうところはかなり多くの予算がつけられているわけなんですけど、これは実際に介護する人、国のほうで事務の人には行かないけれども、実際に介護サービスをするヘルパーさんというか、何というか、ちょっと名前はわかりませんが、その人たちの賃金を上げるどうのこうのとあったけど、それと関係があるんですか。

○山本介護保険課長 給付費の件でよろしいですね。

給付費は、こちらは事業者単位にお支払いをしますんで、給付費の中に、もちろん給付費で事業所にお支払いされる部分の中には、そこで働く方たちの人件費等も含まれたサービス料という形でお支払いをしているんですけども、特別に市がやっているわけではないので、単価とかルールがありまして、それに基づいた金額をお支払いしているという形をとっております。

○杉田委員 かかわっていない。

○山本介護保険課長 給付費については、お支払いする金額についてはかかわっていないというか、支払うだけで、中身については、単価や制度等に基づいて払っているものになります。

○杉田委員 わかりました。

そこの今言った通所介護サービスがこれだけ倍近くになっているよという、この理由について、ちょっともう一回、松本委員のときに説明をされたのか、ちょっと聞き漏らしかもしれませんけれども。

○小泉地域包括ケア推進課長 今の御質問は、3款の地域支援事業の中の介護予防サービスがふえているということでしょうか。

○杉田委員 はい。そうです。

○小泉地域包括ケア推進課長 それにつきましては、介護予防の通所と訪問につきましては、平成30年度から全て介護予防給付から抜けて、総合事業のほうの介護予防生活支援サービスのほうに移ることになります。

平成29年度中は両方併用して使っているんで、ちょっと御説明がしっかりしていなくて申しわけなかったんですけど、この予算書のほうをちょっと見ていただいて。

ページは303、304ページを見ていただくと、さっき松本委員からちょっと御指摘があった部分がそうなんですけど、介護予防サービス給付金のところが1億2,200万円ぐらい減になっています。それが全く同じ金額ではありませんけど、次の305、306ページを見ていただくと一番下の段の介護予防生活支援サービス事業のほうが一億200万円ぐらいふえたという形で、そちらに移行したという形になっています。

○杉田委員 先ほど、まだ答えをいただいていないと思うんですけども、段階をふやすということを考えているかどうか。

○山本介護保険課長 介護保険料の所得段階につきましては、第7期につきましては、第6期の所得段階と同様に11段階に設定して計画をしております。

これ以降につきましては、また、状況等を考えまして計画にすることもあるかもしれませんが、今のところは特にまだ考えておりません。

以上です。

○河野健康福祉部長 今課長が申しましたように、この段階につきましては、保険料もそうなんですけど介護保険運営協議会、こちらの委員の中で決定をさせていただいて、御承認もいただいたということで、この3年間につきましては、この11段階の中で金額を含めてやらせていただきたいということでございます。

○杉田委員 今、第1期から第7期までの計画がこのプランに書いてあるんですけども、第1期から改定率というところを見ていくと、ずーっとふえ続けているんですけど、保険料が。

この保険料がふえ続けている、これを何とか据え置くとか、そういう方向というのは考えられないんですか。

○河野健康福祉部長 確かに毎年、高齢者の方も2025年をピークに、そこまではふえていくという状況もあります。

それに伴いまして、やっぱり要介護、認定を受ける方もうちのほうのこの計算でいきますと大体毎年5.4%、3年間で5.4%の伸び率もございますので、やはりこの2025年のピークを迎えるまでは、そういった対象者が多くなるということの中では、やはり給付費というのは、なかなかその伸びを抑えていくというのは難しいなというふうに思います。

ただ、私どもは健康福祉部でございますので、健康づくり、こういったものに取り組んで介護の状態に陥らないように、こういった健康づくりに重点を持って、いろいろ生きがい求めて、年をとっても病気ならない、介護を受けない、そういうような施策をあわせて進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○秋山委員 また言葉のことで教えてほしいんですけど、310ページのところで任意事業費ということで、予算が説明書のほうにも説明があるんですけど、この任意というのは、今までもこういうくくりというのはあったのでしょうか。それとも、何か法律的なことで任意という言葉を使えるようになったのでしょうか。

○小泉地域包括ケア推進課長 この任意事業費というのは、平成18年からそういうことで使われています。

○村松副委員長 市の単独。

○小泉地域包括ケア推進課長 これは違います。

介護保険事業の中の保険料を対象とした事業費で、国庫補助金も県費も市の負担となります。

○秋山委員 この任意という表現がお任せというような、何か表現が、ちょっと予算書に違和感を感じるころもありまして聞かせてもらったんですけどもね。

○小泉地域包括ケア推進課長 一応、国の事業の名称が任意事業となっているんです。それをそのまま使わせてもらっています。

○秋山委員 そのことは了解です。

先ほど、介護の認定が非常にいっぱいで大変だ、おくれるといいますか、そういうお話が出ましたけれども、それ、現場の方の声だったんですけども、本来、その事業をどんどん進めたいんだけど、それ以外の余り必要でない、優先順位、本当はそちらの進めたいというところに支障を来している事務的なことがあったりするという話も聞いているんですが、何か心当たりというものはないでしょうか。または、改善をしましたとか、特にそういう話は入っていませんか。

○山本介護保険課長 認定事務につきましては、申請を受けて、訪問調査に行って、主治医の意見書をいただいて、一次判定をかけ、それから二次審査といって先ほどの審査会員の先生方に判定をしていただくんですけども、今少し滞りが出ていますのはその調査のところなんですけれども、こちらのほうは先ほども説明をいたしました、一応一番、私どもも最優先事項としまして改善をしようということで努力をしております。

事務につきましても、いろいろ簡素化ができるところは簡素化する。それから、人が必要なところは人をつけるという形で努力をしているところです。

ただ、それがなかなかすぐに改善に反映されるかという、やはり少し長期的にやっけていかないと一遍に逆転ホームランみたいないところがないものですから、地道にこれからも改善事務と、それから、努力を続けていきたいと考えております。

○秋山委員 ほかの事務的なことが、大事なところに差しさわりのようなことというのは1つだけではないとは思いますが、私が聞いたのは、タクシー券の外出支援の要望が急激にふえたというような事情があったかのように、そのことで物すごく現場が混乱してしまっているようなことも聞いたんですけども、何か聞いていますか。それがちょっと確実な情報ではないので申しわけないんですけども。

○河野健康福祉部長 外出支援のほうについては、高齢者のほうの担当が業務のほうを賄っておりまして、認定の今は遅延、おくらしている部分の改修については、認定担当ということで、それぞれ部署が分かれていますので、優先順位を外出支援のことができたから認定もそちらに行くということは全くございませんので、とにかく今認定のおくれに関しては、認定担当のほうの中で先ほど、課長が申し上げましたような措置を講じているということで御理解をいただければと思います。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○杉田委員 先ほどもいろいろ説明をいただいて、明らかになってきているところですけども、今格差が広がっているというのが実態だと思います。

そして、国のその制度の改悪の中で利用しにくくなっている。対象者がふえていく中で、費用がふえていくというのわかるんですけども、お金がなくてはサービスを利用する

こともできにくいあるいは施設に入りたくても入ることができない、こういうのが私たちの回りにもたくさんいます。

そして、先ほどの中で第1期から第7期まで、人数がふえていくということがあるかもしれませんが、平均で270円、これが改定率、高くなる中で、介護保険料の値上げがされるということ、この保険料を何とか今のまま据え置く、そういう努力がされていない、そういう中で、この議案については反対いたします。

○青島委員長 そのほか、ありませんか。(なし)

討論を打ち切る。

◇採決の結果、議第8号「平成30年度焼津市介護保険事業特別会計予算案」は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第14号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、健康福祉部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 先ほどの質問と似ているんですけど、老人介護ホームですか、そういうところに入った人数が予想より少なかったと今確定したということなんだけれども、前年に対して何人ぐらい少なかったのか、この少なくなった原因はどんなふうに考えますか。

○小泉地域包括ケア推進課長 まず、入所者の人数ですけど、うちのほうは養護老人ホームということで、軽度という言い方がちょっと失礼な言い方になるんですけど、自立している人が中心になって入るところなんですけど、それは前年度末から50名のところが、今現在は44名となっています。

その主な理由なんですけど、入所者の高齢化による、先ほどちょっと自立していると申しましたけど、介護施設への移行というのが、移行される方がふえている。

また、民間の有料老人ホームなどの施設のほうが入りやすくなっている部分もあるので、そちらのほうにお金があるという言い方は、またいいかどうかわかりませんが、そういう方とか、ある程度の蓄えのある方は、そちらに行っているのではないかとこのように考えております。

○青島委員長 旧福祉老人センターの解体事業費のところでは2,300万円の減額、設計変更となっていますけど、解体工事の中での設計変更というのはこれ、全体で言うと1億8,000万円ぐらいの中の工事の中で、どういったことなんでしょうか。

○小泉地域包括ケア推進課長 当初の平成29年度までの予定した工事はどういう工事かと言いますと、まず、一色浜広場というか、その部分の構築物を全て撤去して、あと、それと福祉老人センターの本体を除く部分についての撤去、それと、排水路があるので、その排水路の撤去というところまでを計画しました。

ただ、ちょっと工期的な問題と現地の確認を進めた結果、その排水路の撤去まで、今回ちょっと、そこまでまだ進まないで、その分を外した形で一色の公園の分の撤去、それから福祉老人センターの周辺の構築物の撤去ということに変更しましたので、一応



そういう形の減額になりました。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第14号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、健康福祉部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第21号「平成29年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)案」中、健康福祉部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)  
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第21号「平成29年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第30号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

◇採決の結果、議第30号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第32号「焼津市手話言語条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

◇採決の結果、議第32号「焼津市手話言語条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第36号「焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。  
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○杉田委員 先ほどの議第8号のときの討論と内容は同じですけれども、そのときも言いましたけれども、平均で270円の値上げ、これをこのように改正するというので、これを反対いたします。

○青島委員長 そのほか、ありませんか。  
討論を打ち切る。

◇採決の結果、議第36号「焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第37号「焼津市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 この権限が県から市ということで、具体的にどのような業務が新たに生まれるということになるのでしょうか。

○小泉地域包括ケア推進課長 居宅介護支援事業所というのは、ケアマネジャーがいてケアプランをつくる場所の事業所なんですけど、そこに関する全ての権限というところとあれなんですけど、指定から、指導から、また、監査から、その全ての権限が県から市にあります。

○秋山委員 そうすると、それまでこれは全て県がやっていたというものですね。

その指導とか、監査とかとなると、やっぱり業務の量というのが、負担というのが来ると思うんですけども、そのため、これだけではないと思うんですけども、年々こういった負担がふえてくることによる体制の調整といいますか、その辺はどんなふうに対応していくのでしょうか。

○小泉地域包括ケア推進課長 御存じのように介護保険の関係の権限が少しずつ、法律に基づいて県から市のほうにきてきているんですけど、その体制については、人事当局とも話をし、それなりの人数をそろえるつもりで検討はしております。

結局その仕事量に見合っただけの人員が欲しい、それじゃないと仕事ができないということで、その辺の検討はさせてもらっています。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第37号「焼津市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で健康福祉部所管の議案の審査は終了した。  
これで市民厚生常任委員会を閉会とする。

閉会(12:27)